

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 1 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田口歯科・矯正歯科クリニック	岡山市北区津倉町一―四―七	令和 七年 三月 一日
近藤歯科医院	倉敷市新田二七八〇―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 1 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
パステル薬局 泉田店	岡山市南区泉田五丁目一〇―一九	令和 七年 三月 一日
ユ―カリ薬局清水店	岡山市中区清水二九二―一	〃
おかやま薬局 児島店	倉敷市児島駅前一―一〇四	〃
さくら薬局 瀬戸内邑久店	瀬戸内市邑久町豊原三三九―二	〃